

生駒市規則第 29 号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

生駒市長 小 紫 雅 史

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和 32 年 7 月生駒市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 5 の表中「60 キロメートル以上」を「60 キロメートル以上 65 キロメートル未満」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。